平成２８年（フ）第８４号
山形県長井市十日町１丁目２番17号
債務者　高橋　節子
1　決定年月日時　平成28年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２８年（フ）第１１２５号
埼玉県川口市上青木西２丁目11番９―212号　中銀マンション
債務者　吉田喜枝子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２３０号
埼玉県桶川市大字下日出谷776番地の37
債務者　川上　勝廣
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２５６号
さいたま市岩槻区南平野２丁目18番地９
債務者　小松　紀子
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２６１号
埼玉県川口市大字東内野372番地の11　朝日荘
債務者　星野　裕和
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２９５号
埼玉県川口市大字安行領根岸3072番地の８　ウェルハウス明神
債務者　石井　英男
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４９４号
埼玉県草加市氷川町2173番地４　マインドハイムサクセス102号
債務者　佐藤　幸治
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９４７号
千葉市中央区道場北１丁目17番23―202号
債務者　本吉　明雄
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９４８号
千葉県市原市辰巳台東５丁目11番地１　武蔵屋グランパレスＢ―202
債務者　竹森　　稔
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第９６３号
千葉県船橋市夏見台４丁目15番23―203号
債務者　堀　　澄子
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１００１号
千葉県市川市塩焼３丁目３番７号
債務者　吉田　貞一
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１０号
千葉市若葉区加曽利町906番地１　スカイコート千葉106号
債務者　星野　和広
1　決定年月日時　平成28年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２０８号
千葉県八街市八街い233番地69
債務者　小川　弘美（旧姓池上）
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第２１２号
千葉県八街市八街ほ47番地19
債務者　半谷　一美
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２８年（フ）第１８号
千葉県香取市小見川5715番地３　メゾンドカネダ213
債務者　有島　　努
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２８年（フ）第２０号
川崎市幸区南幸町１丁目46番地１
債務者　川合　昭仁
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８６号
川崎市川崎区田町１丁目２番５号　ドエル斉藤　101
債務者　君嶋　保夫
1　決定年月日時　平成28年10月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係